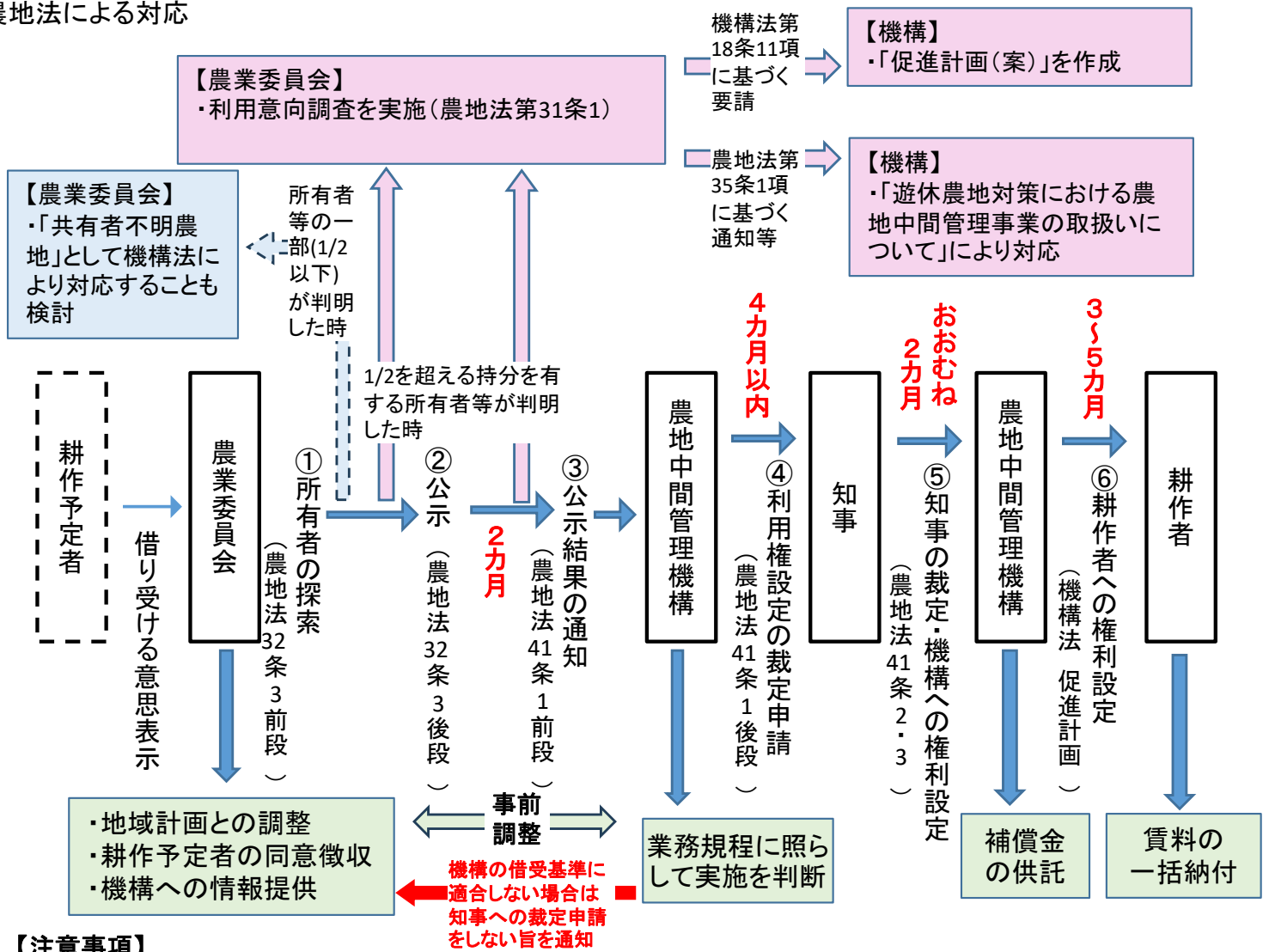


所有者不明農地対策に対する機構の対応フロー

農地法による対応



【注意事項】

- ① 農業委員会は、原則として地域計画に基づく耕作予定者がいることを前提として当制度を活用することとします。
- ② このため、農業委員会が、あらかじめ耕作予定者に書面による同意を得ていただきたいと考えています。
- ③ また、農業委員会は探索等の手続きを開始する前に、あらかじめ地域計画との整合性が保てるよう調整を行うとともに農地中間管理機構(以下「機構」という。)に、当該農地の状況および周辺農地の使用状況や地代等の情報提供等をお願いします。
- ④ 機構は、知事に裁定申請した場合、裁定のあった存続期間について借賃に相当する補償金の額を供託します。
- ⑤ 賃料は農業委員会が示す地域標準価格を目途とする必要があります。(使用貸借は対象となりません。)
- ⑥ 耕作者への権利設定の期間は当機構では原則として5年(法定上限40年)とし、5年分(賃借期間中)の賃料を一括して機構に収めていただくことを前提としています(耕作者の同意事項)。ただし遊休農地解消対策事業を併用する場合は各々10年となります。
- ⑦ 所有者不明農地の探索を開始して耕作予定者への権利設定までに9カ月程度の期間を要します。

【所有者が判明した場合】

- ⑧ 農業委員会は、探索および公示の結果、所有者(持分が1/2を超える場合)が判明した場合は、機構への通知はせず農地法第31条1項に基づく利用意向調査を実施することになります。
- ⑨ 農業委員会が行う所有者不明農地の探索は、耕作予定者の要請の基づく場合が原則であることから、持分が1/2を超える所有者が判明した場合は、利用意向調査、あつせんを経て機構法第18条第11項に基づく促進計画(案)の作成の要請(全員判明していない場合は⑩による対応)が望ましいと考えています。
- ⑩ なお、判明した所有者が一部の場合、農地の貸付けに同意しない者がいる場合を除き、農地法第32条に基づく公示をする前に機構法に基づく探索(共有者不明農地に探索)に切り替えることも検討して頂きたいと考えます。この場合、再度探索することは不要と考えられますが、機構法に基づく公示(促進計画の公示)をしていただく必要があります。